仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成五年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。